

令和5年度更生保護施設の整備に対する助成事業
募集要項

令和5年2月27日

(公財) 車両競技公益資金記念財団

令和 5 年更生保護施設の整備に対する助成事業
募集要項

令和 5 年度更生保護施設の整備に対する助成事業を下記により募集します。

1. 事業目的

社会福祉等の増進を目的として整備された施設のうち、更生保護法人が所有、運営する更生保護施設の施設等の補修改善を助成し、心豊かな社会づくりに貢献することを目的とする。

2. 定 義

本助成事業において、更生保護施設とは、「更生保護事業法」第 2 条第 7 項に規定された建物及びそのための設備を有する施設をいう。

3. 事業の名称

令和 5 年度更生保護施設の整備に対する助成事業（以下「本助成事業」という。）

4. 事業内容

本助成事業は、更生保護法人が所有し運営する更生保護施設で、老朽化により利用上の支障をきたし、その原状回復が必要と認められる施設等の補修改善工事等（以下「補修改善事業」という。）に係る費用（以下「事業費」という。）の一部を助成します。

本助成事業の事業期間は、令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 6 年 3 月 31 日（日）です。

5. 選定基準

本助成事業は、次の各号に掲げる実施方針に基づき実施します。

- (1) 申請者が助成を申請する施設等の整備（以下「申請事業」という。）の計画及び実施方法が、当該申請事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
- (2) 本財団の助成がなくしては、当該申請事業の効果を十分に発揮できないと認められること。
- (3) 当該申請事業が営利を目的としないこと。
- (4) 当該申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与するものでないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とする団体及び反社会的勢力でないこと。

(6) 本助成事業の助成を受けた事業年度の翌年度から起算し5事業年度を経過していること。

6. 助成の対象者

本助成事業の対象者は、更生保護施設を所有し運営する更生保護法人とします。

7. 助成率及び助成金の限度額

助成率は助成対象事業費総額の3分の2以内とし、助成金の限度額は1,000万円です。

8. 助成金額の単位

1万円未満切捨てになります。

9. 助成対象とする補修改善

助成する補修改善の対象は次の各号に掲げる建物及びその建物の付帯設備並びに付帯機器（以下「付帯設備等」という。）とします。

(1) 原則として主たる事業を営む完成後15年を経過した建物及び付帯設備等（以下「建物等」という。）であって、次に掲げる要件に該当するものとします。

①老朽化により支障が生じていること。

②原状回復を必要としていること。

(2) 建物等の一部に不可分一体の完成後15年未満の増改築部位及び増設付帯設備等があり、当該部位及び付帯設備等を含めた補修改善を行う場合の助成は、次に掲げる要件に該当する場合のみとします。

①前(1)の補修改善工事と共に同時期に一体で行われる補修改善であること。

②老朽化等により利用上支障をきたしていること。

③原状回復を必要としていること。

(3) 15年を経過していない付帯設備等で次の各号の要件を満たす場合は助成することができます。

①耐用年数を経過し使用不能又は機能が著しく低下し、使用に耐えない状態であり原状回復を必要としていること。

②当該付帯設備等の部品の供給が終了し、入手困難により修理することができないこと。

10. 助成の対象とする建物等の部位及び工事内容

(1) 建物部等の部位は次表に掲げるとおりとします。

施設名	助成の対象とする建物等の部位
更生保護施設	建物の屋根、壁、床、便所、ベランダ、窓サッシ等
	建物に付帯する設備である暖冷房、照明、給湯設備、合併処理槽

(2) 工事内容は次表に掲げるとおりとします。

工事区分	工事内容
建物の補修改善工事	・ 防水、防錆を目的とした工事 ・ 建物の内装補修工事
改造工事	・ 建築当初の面積、形状は変えずに内部の間取りの変更等、施設の機能改善を目的とした工事 ・ バリアフリー工事
増築工事	・ 制度変更に伴い建物の機能改善が必要となった増築工事。ただし、対象工事の面積が10㎡未満であること。
その他の工事	・ 施設の全ての利用者等の安全確保、環境の維持向上を目的とした補修改善工事であって本財団が認めたもの。
設備工事	・ 暖冷房空調設備の取り換え工事 ・ 照明機器の取り換え工事 ・ 給湯設備の機能低下を改善するための補修又は取り換え工事 ・ 上記工事に付帯する配線、配管その他の付帯工事 ・ 下水道の整備に伴う合併処理槽の撤去工事

11. 助成の対象とする費用

助成対象の費用は次の各号に定める費用とします。

(1) 設計費用及び監理業務費用

本補修改善工事に係る設計及び監理業務に係る費用であって当該業務（以下「設計監理業務」という。）の委託契約に基づく委託料とします。

(2) 工事費用及び設備費用

助成の対象とする増築の建築基準単価及び設備の基準単価は次表のそれぞれの基準以内とします。

① 増築の建築基準単価は次表に掲げるとおりとします。

基準単価	建築物の主要構造部の構造区分	1㎡あたり基準単価
	1. 鉄筋コンクリート造	187,000円
	2. 鉄骨造	170,000円
	3. 木造	145,000円

② 設備の基準単価は次表に掲げるとおりとします。

設備区分	基準単価
合併処理槽	JIS算定対象人員1人当たり100,000円

注 1) 実際の単価が上表より低い場合は、その低い単価とします。

注 2) 基準単価の対象には次の費用を含みます。

電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、火災報知機設備、消火栓設備、非常通報装置設備、リフト設備、屋外非常階段の工事

注 3) 増築部分に暖冷房設備を設置する場合の費用は、次のとおりそれぞれの建築基準単価の割増しを認めます。

- ・暖房設備のみの場合 9 %
- ・冷房設備のみの場合 11 %
- ・暖冷房設備費の場合 13 %

1 2. 助成の対象にならない費用

次の各号に掲げる費用は助成対象としません。

- (1) 交付決定前の契約及び着手した工事等。ただし前 1 1. (1) 設計・監理業務の契約は除く。
- (2) 土地の取得、賃貸、造成及び外構（建物以外の園庭、フェンス、敷居塀、側溝、駐車場、躯体と接合していないもの等）工事並びに造園工事等の費用
- (3) 登記、登録等のための費用
- (4) 備品・機器等の購入費用
- (5) 振込手数料

1 3. 助成金の交付申請方法

「事業計画書兼助成金申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し必要書類を添えて申請してください。

【申請書の入手・提出先】

公益事業部公益事業課

※財団ホームページの「お問い合わせ」フォームに「更生保護施設の申請書希望」と入力し、送信してください。財団から申請書のダウンロード方法をご案内します。

【申請受付】

令和 5 年 2 月 27 日（月）

【提出期限】

令和 5 年 3 月 31 日（必着）

1 4. お問い合わせ

財団ホームページお問い合わせフォームからお問い合わせください。

1 5. 審査結果の通知

審査結果は、令和 5 年 6 月上旬に申請者に対して郵送で通知します。

なお、採否の理由を含む選考に関するお問い合わせには応じません。

1 6. 助成金の支払方法

助成金の支払は精算払いとする。

支払方法：工事完了後に事業者が自己負担金分以上の支払完了した後に提出する
「助成金の精算払い申請書」の決裁を経て指定された金融機関口座に振込む。

1 7. 個人情報の取扱い

助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。